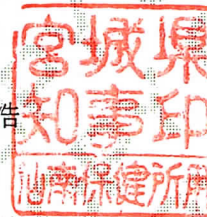


産業廃棄物処分業許可証

住 氏 所 千葉県千葉市花見川区犢橋町1572-1
名 株式会社誠宇ジャパン
代表取締役 中原 恵子
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和2年4月2日
許可の有効年月日 令和7年4月1日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分-圧縮, 選別
産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(圧縮)

廃プラスチック類, 金属くず 以上2種類
(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)

(2) 中間処分(選別)

廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。廃プラスチック類, 金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは, 自動車等破砕物を除く。)

(以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分-圧縮施設
KCP-650

設置場所 宮城県刈田郡蔵王町宮字海道東堀添30番9

設置年月日 平成26年9月14日

処理能力 金属くず 33.12トン/日 (2.07トン/時間 16時間稼働)